

川崎市ひとり暮らし等高齢者見守り事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし等の高齢者の安否の確認と話し合いの機会を増すことにより、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう配慮し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の高齢者（以下「ひとり暮らし等高齢者」という。）とする。

(見守りの実施)

第3条 見守りについては、行政をはじめとして、川崎市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）、町内会・自治会、老人クラブやボランティア等、地域において相互に連携・協力を図るものとする。

(見守り基準)

第4条 福祉事務所長は、市が別に定める見守り基準により、民生委員等に対象者世帯への訪問を依頼する。

(見守りの連携)

第5条 福祉事務所長と民生委員は、見守りの対象者世帯について、適宜、状況の連絡を取り合い、連携を図るものとする。

(見守りカード)

第6条 民生委員は、見守りの内容について、高齢者あんしん見守りカード（以下「見守りカード」という。）を必要に応じた活用ができるものとする。

(見守り内容の変更)

第7条 福祉事務所長は、必要に応じて民生委員、地域包括支援センター等関係機関による協議を行い、訪問回数等見守り内容の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第8条 この事業の関係者は、見守りを通して知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。